

受益者連続信託の事例と遺留分侵害額請求

信託と遺留分に関しては信託財産説と受益権説の対立があり、当機構の山口理事がニューズレターの昨年号で能美先生の信託財産説を、本年9月25日号で道垣内先生の受益権説を紹介しています。受益者連続信託は事業承継や家産承継の目的で設定され信託元本が信託終了まで給付されずに後継者に承継されることが多いようです。相続税法9条の3の受益者連続型信託の特例もその前提かと思われる。そこで、そのような事例により両説の違いを考えてみます。

1. 跡継ぎ遺贈型受益者連続信託の事例

被相続人がその資産の全額に信託を設定し受益者を妻、長男、次男と連続させる定めを置いた。信託設定後30年経過後に信託が終了し、その時点で生存する受益者が信託財産を受領する。被相続人に贈与財産ないし債務はない。信託収益は分配されるが、信託財産は処分されず、信託元本が信託終了まで分配されない。信託終了時に信託財産を受領する者は年齢から考えて妻、長男ではなく次男になると予想される。被相続人の法定相続人は、受益者の3人の他に三男がいるが、彼は親に反抗的であったため受益権を与えられなかった。

2. 遺留分侵害額の算定の基礎財産

基礎財産は被相続人の死亡時点で有した財産に贈与財産と債務を加除した額とされる。条件付き権利等については鑑定人評価額とされる。受益者連続信託の受益権は先行する受益者の死亡時に生存すれば（先行する受益者より長生きすれば）権利を取得できるが、生存していない場合は他の者が受益権を取得する。このような権利は人口統計に基づく保険数理により評価することができる。米国では連邦遺産税及び贈与税の実務においてその評価のための保険数理表が用意されている。しかし、平成30年9月12日の東京地裁判決の事例では、受託者が受益者への給付に裁量権を有し、受託者の子である後継受益者の利益のために現存受益者への給付を行わない危険があった。このような受益権は統計的な評価が困難である。

3. 遺留分侵害額の請求者

跡継ぎ遺贈型受益者連続信託では被相続人の死亡時に遺留分侵害額請求をする必要があり、侵害額請求には期間制限がある。この事例の予想では信託終了時に若い次男一人が信託財産を受領するが、そのことが分かるのは信託設定後30年経過後である。信託終了時に信託財産を受領できない可能性がある妻と長男は自己の遺留分を取得できない可能性がある。被相続人の死亡時に侵害額請求をすることができるのか。

4. 侵害額の請求の相手方

(1) 信託財産説による受託者宛て侵害額請求

道垣内先生は、受託者が侵害額請求の支払をした場合、その支払いを受託者の固有財産で負担する理由がないので、受託者がその支払額を信託財産から償還を受けることになり、「そうすると、他者の遺留分を侵害しないかたちで受益権を取得した者が存在するときも、信託設定全体が影響を受けることになる」と信託財産説を批判している（「信託法第2版」67頁）。この事例の予想では信託終了時に次男一人が受託者への償還後の信託財産を受領し、次男が侵害額請求の支払負担を引き受けることになるが、次男は自己の遺留分以上のものを受領できる。

(2) 受益権説による受益者宛て侵害額請求

被相続人の死亡時に現に受益権を有する受益者は妻だけであるが、妻に侵害額請求の支払資金がない。次男に侵害額請求をするとしても、次男が信託財産を受領するのは信託設定後30年経過後であるから、次男は裁判所に請求して侵害額請求の支払いにつき相当の期限を許与してもらおう。長男は、次男が年下ではあるが先に死亡すれば、信託財産を受領できるので、長男と次男の権利を一連のものとみると、そのどちらかが受領できるので、確実性の高い権利になる。そこで、侵害額請求は長男と次男を連帯債務者として請求してはどうか。連帯債務者は相互に求償権がある。

読者の皆さんは信託財産説と受益権説とどちらをとりますか。メイリスによりご意見をお寄せください。（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）